○内閣府、総務省、経済産業省、告示第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、並びに金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件及び機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件の一部を改正する件を次のように定め、同法の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件及び機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件の一部を改正する件

（金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件の一部改正）

第一条　金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「すべて」を「全て」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第二項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

（機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件の一部改正）

第二条　機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省　告示第二号）の一部を次のように改正する。

「株式会社企業再生支援機構（」を「株式会社地域経済活性化支援機構（」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省　告示第二号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、事業再生計画に記載された社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額についての減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

1　株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「法」という。）第三十四条の二第一項に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項の全てを満たすこととする。

一　当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた再生支援対象事業者（法第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。以下同じ。）の事業の再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うためであること。

二　当該減額に係る確認を求めた再生支援対象事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

2　株式会社地域経済活性化支援機構は、前項各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、当該再生支援対象事業者の事業再生計画（法第二十五条第二項に規定する事業再生計画をいう。以下同じ。）における当該社債に係る債務以外の債務の免除の状況その他の事情に鑑み、当該事業再生計画における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの実質的な衡平についても十分に考慮するものとする。

○金融庁告示第十号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部改正）

第一　次に掲げる告示の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十五条の見出し及び同条第一項第一号

二　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第五十三条の見出し及び同条第一項第一号

三　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第六十九条の見出し及び同条第一項第一号

四　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第四十六条の見出し及び同条第一項第一号

（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「規定する株式会社企業再生支援機構」を「規定する株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。